

# 仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

## 1 件名

平成 31 年度「世界自然遺産を活用した観光振興」に係るウェブサイト制作・運營業務、各市場有力関連サイト等を活用した PR 業務、オンライン広告及び OTA との連携業務等委託

## 2 事業目的

世界自然遺産登録地を持つ地方自治体が連携し、その知名度を生かした観光 PR を実施することにより、東京と日本各地への旅行者誘致促進を図ることを目的とする。

なお、実施にあたっては、関係自治体と下記の協議会を設置し、合意形成をしながら運営するものとする。

世界自然遺産を活用した観光振興事業推進協議会(仮称)

構成員 北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、東京都(予定)

## 3 契約期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 4 対象市場

- ・アジア市場（中国本土、韓国、台湾、香港）及び欧米市場
- ・日本国内

## 5 全体運営

### (1) 全般について

受託者は、本仕様書「2 事業目的」に掲げる目的に基づき、国内にある各世界自然遺産のブランドイメージを活用し、東京と日本各地の魅力を国内及び海外に広く発信できるよう、次の事業を実施すること。

- ア. 世界自然遺産ウェブサイトの制作及び運営管理
- イ. アジア各市場有力サイトへの特設サイト設置
- ウ. オンライン広告
- エ. 海外 OTA(Online Travel Agency)との連携業務
- オ. 会議開催関連業務

### (2) 実施体制

- ア. 北海道、青森県、秋田県、鹿児島県（以下「4 道県」という。）及び東京都に対する国内及び海外からの旅行者の認知度及び来訪割合等の現況を十分に踏まえたうえで事業を遂行すること。
- イ. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

- ウ. スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。
- エ. 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- オ. 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- カ. 事業の実施にあたっては、4 道県及び東京都観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ、運営すること。
- キ. 写真や動画利用にあたっては、著作権元と承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- ク. 各広告媒体掲出先のオンライン版掲載におけるポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。

### (3) サイトの運営について

- ア. ドメインの取得と管理を行うこと。なお、ドメイン名については、TCVB と相談上、決定することとする。また DNS（プライマリ・セカンダリ）サーバーを用意し、管理運用を行うこと。
- イ. サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- ウ. 受託者はサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。サイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を TCVB に共有し指示を仰ぐこと。

### (4) 翻訳の品質管理

- ア. 各サイト制作における翻訳については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- イ. 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- ウ. 固有名詞の表現等については、本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。
- エ. 翻訳結果に対して問題があると TCVB が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を指示することがある。

## 6 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を効果的かつ魅力的に企画し、円滑に運営実施すること。

### (1) 世界自然遺産ウェブサイトの制作及び運営管理

以下の仕様を満たしたサイトの制作及び運営管理を行うこと。

#### ア. コンセプト

4 道県及び東京都の世界自然遺産のブランドイメージを十分に活用し、その共通の価値を感じられるよう、各地の自然遺産の魅力、アクセス情報等をわかりやすく発信することにより、国内及び海外の旅行者の来訪意欲を高め、実際に現地を訪問すること

を促す。

#### イ. 言語・翻訳

- (ア) 日本語及び英語対応とすること。
- (イ) 翻訳に当たっては、表記方法の統一を図ること。
- (ウ) 情報更新、追加に伴うテキストは原則日本語で収集すること。
- (エ) 東京のスポット情報については、必要な手続きを行った上で、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」(<http://www.gotokyo.org/en/index.html>) の多言語テキストを使用しても構わない。
- (オ) 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。

#### ウ. デザイン・構成

対象市場に効果的に PR できるようコンテンツを作成すると共に、デザイン及び言語について配慮すること。

- (ア) 基本的なデザイン及び構成は、世界自然遺産に登録されたというブランドイメージを十分に活用し、4つの自然遺産がもつ共通の価値を感じられるよう、より魅力的なサイトとするための工夫・提案を行うこと。
- (イ) 2階層程度のウェブページとすること。
- (ウ) スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。
- (エ) 直感的に各世界自然遺産の魅力が対象市場及びターゲットに伝わるよう効果的な写真を多く盛り込み、ユーザーフレンドリーなデザインにすること。

#### エ. コンテンツ

トップページ（第一階層）には以下の(ア)、(イ)、第二階層には同(ウ)、(エ)を掲載すること。その他、より魅力を発信するためのコンテンツがあれば提案し、TCVBと協議の上、掲載すること。

- (ア) 世界自然遺産に登録される意義やその価値に関する紹介
- (イ) 日本で登録された各世界自然遺産に関する紹介文と日本国内における位置関係（地図も掲載）
- (ウ) 日本の各世界自然遺産の価値や特徴に関する紹介文、保護すべき自然に関する情報、世界自然遺産エリア等を楽しむためのアクセス情報、エリアマップ、各エリア内でのモデルコースや観光スポット情報等
- (エ) 関連ウェブサイトの紹介（既存の各地域における世界自然遺産に関するウェブサイト等と連携し、重複感のないよう、効果的な見せ方を提案すること）

#### オ. その他

- (ア) サーバーは受託者で用意し、受託者は本事業用ウェブサイトの運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。
- (イ) Tourism of ALL JAPAN X TOKYO サイト(\*)へ掲出する誘導用バナーを作成し設置すること。(\*) <https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/>
- (ウ) 上述のコンテンツ作成に当たり、各自治体等への情報提供依頼（写真を含

- む)、情報収集、及びテストページ確認依頼等を行うこと。
- (エ) ウェブサイト開設以降、毎月アクセス解析を行い、TCVB に報告すること。解析項目については、事前に TCVB と協議すること。
  - (オ) アクセス解析からサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を TCVB に共有し指示を仰ぐこと。
  - (カ) SEO 対策など、アクセス件数の向上に関する提案を適宜行い実施すること。実施については、事前に TCVB と協議すること。
  - (キ) コンテンツを追加する場合にも対応できるよう、ウェブサイトの構築及び設計をすること。
  - (ク) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
  - (ケ) ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。
  - (コ) 別紙 1 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準拠すること。
  - (サ) 別紙 2 「電子情報処理委託に係る特記仕様書」を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

## (2) アジア各市場有力サイトへの特設サイト設置

以下の仕様を満たした特設サイトの制作及び運営管理を行うこと。

### ア. コンセプト

アジア各市場（中国本土、韓国、台湾、香港）における旅行関連有力サイトに特設サイトを設置すること。4 道県及び東京都の世界自然遺産のブランドイメージを十分に活用し、その共通の価値を感じられるよう、各自然遺産の魅力、アクセス情報等をわかりやすく発信することにより、当該地域の旅行者の来訪意欲を高め、実際に現地を訪問することを促す。

### イ. 言語

各旅行関連有力サイトで使用されている言語

### ウ. デザイン・構成

対象市場に対して効果的に PR できるようコンテンツを作成すると共に、デザイン及び言語について配慮すること。

- (ア) より魅力的な特設サイトとするための工夫・提案を行うこと。
- (イ) 1～2 階層程度のウェブページとすること。
- (ウ) 各世界自然遺産の魅力が対象市場に伝わるよう、効果的な写真を多く盛り込み、ユーザーフレンドリーなデザインにすること。

エ. コンテンツ

(ア) 世界自然遺産に登録される意義やその価値に関する紹介、日本の各世界自然遺産の紹介、日本国内における位置関係（地図も掲載）

(イ) 日本の各世界自然遺産の価値や特徴に関する紹介文、保護すべき自然に関する情報、世界自然遺産エリア等を楽しむためのアクセス情報、エリアマップ等

(ウ) 「6 委託内容」(1)で作成した Web サイト（英語）へのリンク

オ. その他

(ア) 特設サイトを設置する旅行関連有力サイトについては、アジア各市場（中国本土、韓国、台湾、香港）における旅行検討層の利用が多いサイトを提案し、実施すること。

(イ) 上述のコンテンツ作成に当たり、各自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、テストページ確認依頼等を行うこと。

(3) 検索サイト等へのオンライン広告掲出業務

ア. 業務内容

(ア) 誘導効率の良い媒体を選定した上で、インターネット上にオンライン広告を掲出し、「6 委託内容」(1)及び(2)で制作した各 Web サイトへ誘導を図ること。なお、広告を掲出する際、広告配信市場及び誘導する Web サイトは次を想定している。とする。

世界自然遺産	広告配信市場	誘導する Web サイト
知床	欧米 (※)、	「6 委託内容」(1)で作成した Web サイトの第2階層（英語）の知床記載箇所
白神山地	中国、韓国、台湾、香港	「6 委託内容」(2)で作成した 特設サイトの第2階層（各言語）の白神山地記載箇所
小笠原諸島	欧米 (※)、	「6 委託内容」(1)で作成した Web サイトの第2階層（英語）の小笠原諸島記載箇所
屋久島	欧米 (※)、	「6 委託内容」(1)で作成した Web サイトの第2階層の屋久島記載箇所（英語）
上記4自然遺産共通	日本	「6 委託内容」(1)で作成した Web サイトのトップページ（日本語）

(※) 欧米（英語圏）の何れか1か国程度

また、広告を掲出する際には、季節感やテーマ等を考慮の上、広告デザインを数パターン制作し、一定期間掲出後、配信効果を適宜検証し、高い効果の見込めるデザインを採用する等、サイト回遊数の増加や直帰率が低くなる等の効果が見込める工夫を行うこと。

(イ) 事業目的に照らし最も効果的な掲出となるよう、以下①から③の KPI を設定し、実施すること。

① 広告表示回数

② 誘導する Web サイトへのアクセス数 (クリック数)

③ 誘導した Web サイトからの回遊数及び回遊率

(ウ) TCVB が他の媒体等で制作した広告デザインを利用する場合、リサイズ等の調整を行い、提供すること。

#### イ. 言語

広告を配信する市場にあわせ、言語の表記ルールは原則、以下のとおりとするが、本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。

欧米：英語

中国：中国語 (簡体字)

韓国：韓国語

台湾・香港：中国語 (繁体字)

#### ウ. オンライン広告掲出期間

「6 委託内容」(1)及び(2)の Web サイト公開後、速やかに開始すること。また、事業目的に照らし効果的と思われる広告掲出の時期や掲出頻度を設定すること。

### (4) OTA (Online Travel Agency) との連携業務

#### ア. 業務内容

(ア) 「6 委託内容」(3)で実施するオンライン広告の閲覧者に態度変容が見られたかどうかを把握できるよう、ホテルや航空券等、旅行に関するオンライン予約を扱う OTA と連携した広告出稿等の事業を実施すること。

(イ) 事業目的に照らし最も効果的な事業となるよう OTA を選定し (複数可)、各 Web サイト閲覧者による実際の予約数、フライト検索数、フライト以外の移動手段検索数、4 道県及び東京都の世界自然遺産関連の検索数等を報告すること。

#### イ. ターゲットと言語

広告等を配信する市場にあわせ、言語の表記ルールは原則、以下のとおりとするが、本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。

欧米：英語

中国：中国語 (簡体字)

韓国：韓国語

台湾・香港：中国語 (繁体字)

#### ウ. 期間

実施する事業を通じて、4 道県及び東京都への訪問有無を確認できるよう、適切な期

間を設定すること。

エ その他

連携する OTA と (2) に出稿する媒体と同一媒体であってもよいものとする。

#### (5) 会議開催関連業務

以下の条件で開催する予定の会議に関する業務を行うこと。

ア. 事業規模（実施回数、時期、場所は概ね以下のとおりとする）

会議の種類	開催時期（予定）	開催場所（予定）	参加者（予定）
協議会	5月頃	東京	10名程度
協議会事前打合せ会	12月頃	東京	10名程度

※開催日については決定次第、連絡する。

イ. 業務内容

(7) 各地からの参集に至便な場所にある会議室を確保すること。

(8) マイク、席札、湯茶、配布資料、PC、プロジェクタ等必要な備品を準備すること。

(9) 協議会は、出席者の受付業務、会議中の写真撮影等を行うこと。合わせてプレスによる取材がある場合には、受付業務を行うこと。

(10) 事前に指定したレイアウトで配置すること。

(11) レコーダー等で録音し議事録用のテープ起こしをすること。

## 7 完了報告と契約代金の支払いについて

### (1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

なお、「6 委託内容」(3)及び(4)の業務に係る事業費の一部は、4道県の各自治体から直接受託者へ支払う場合がある。その際、精算のため自治体担当者と直接調整し、必要な場合指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、処理を速やかに行うこと。

### (2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙3「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4版縦、横書きカラーで作成の上、紙3部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。掲出された広告（オンライン、オンラインメディア）全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）

※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

ウ. 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等はTCVBと協議のうえ決定する。

## 8 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「8 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 9 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 10 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。但し、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 11 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙 4 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 12 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。
- (4) 本事業の委託者は TCVB であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対

応するものとする。

- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。
- (6) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本事業は、平成 31 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、平成 31 年度東京観光財団収支予算が平成 31 年 3 月 31 日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成 31 年 4 月 1 日に確定するものとする。
- (8) 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。